

事務連絡
令和3年3月29日

各国公私立大学担当課
各公私立短期大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省高等教育局学生・留学生課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

国民年金保険料の学生納付特例制度に係る周知について（依頼）

厚生労働省年金局事業管理課長より、別紙（年管管発 0329 第4号）のとおり、国民年金保険料の学生納付特例制度に係る周知依頼がございました。当該制度の更なる周知を図るため、別添のとおり、日本年金機構において広報資料を作成したとのことですので、各大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校におかれては、学生等への学生納付特例制度に係る周知に御協力いただきますようお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県等におかれては所轄の専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」という。）に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

なお、国民年金保険料の学生納付特例制度についての問合せは、厚生労働省年金局事業管理課国民年金管理係をお願いいたします。

【国民年金保険料の学生納付特例制度について】

厚生労働省年金局事業管理課国民年金管理係
TEL 03-5253-1111（内線3666）

【本通知について】

<大学・短期大学・高等専門学校について>

文部科学省高等教育局学生・留学生課厚生係
TEL 03-5253-4111（内線2522）

<専修学校・各種学校について>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室
TEL 03-5253-4111（内線2915）

年管管発 0329 第 4 号
令和 3 年 3 月 2 9 日

文部科学省高等教育局学生・留学生課 殿
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 殿

厚生労働省年金局事業管理課長
(公 印 省 略)

学生納付特例制度に係る周知広報について（協力依頼）

平素より、年金行政の推進、大学や専修学校専門課程等の学生や生徒（以下「学生等」という。）に対する公的年金制度に関する周知・広報等につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特に、学生等を対象とする学生納付特例制度については、20 歳以上の学生等である第 1 号被保険者であって対象者自身の所得が一定以下である場合に、その申請に基づき学生等の期間中である国民年金保険料の納付を猶予し、これにより、万が一、当該期間中のけが、病気や事故により一定程度の障害が残ってしまったときに障害基礎年金が受けられるようになっているものであること等から、これまでも貴省に厚く御協力をいただいております。

このたび、更なる当該制度の周知を図るために、別添のとおり、日本年金機構において学生納付特例制度に係る広報資料を作成し、同機構より市区町村に提供し周知・広報に努めているところです。

貴職におかれましても、貴管下関係機関に対し、当該広報資料について学生納付特例制度の周知・広報にあたり掲示物等として御活用いただくとともに、印刷物が御入り用の際は、最寄りの年金事務所へ御連絡いただくことも可能である旨周知いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

20歳になると、国民年金への加入が法律により義務付けられています。

＼納付が困難なときに！／

学生納付特例制度

学生の味方！



どんな制度？



20歳以上の学生で、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した学生も対象です。

対象は？



大学（大学院・短期大学を含む）や専門学校、夜間学校、通信制の学校等。

安心！



「もしも」のときに！

申請が遅れると、保障が受けられない場合があります。

学生納付特例が承認されますと、学生納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられます。

簡単！



手続きが簡単です！

申請書に学生証のコピーを添付して提出するだけ。

20歳になれば、約2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」や学生納付特例制度の申請書*などが届きます。

便利！



在学予定の記入で翌年度が便利に！

次回からは、申請書ハガキに必要な事項を記入し、提出するだけ。

(切手不要)
初めて申請する際、翌年度以降も在学予定の方は「在学予定期間」を記入されますと、次回（翌年度）からは「申請書ハガキ」と「手続きのお知らせ」をお送りします。

※ 申請書は日本年金機構ホームページでも入手できます。

■ 学生納付特例事務法人について

在学中の学校等が学生納付特例の代行事務を扱う法人として指定を受けている場合は、学生納付特例申請書を学校等へ提出すると手続きが完了できます。

日本年金機構

検索

お問い合わせ先 市(区)役所、町村役場の国民年金の窓口または年金事務所

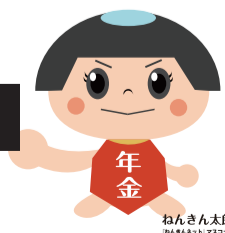
あなたの年金 簡単便利なねんきんネットで！

「ねんきんネット」に登録していれば、「ねんきんネット」の画面上で学生納付特例申請書を作成することができます。

ご利用登録はこちら

ねんきんネット

検索



ねんきん本部
044-251-1111



日本年金機構

Japan Pension Service

2104 1016 156